

報告事項（１）資料

平成30年11月定例県議会の概要について

各課共通

平成31年1月

平成30年11月定例県議会の概要について

概 要

「一般質問」での教育委員会関係の主な質疑応答

坂本 智徳議員

◇人口減少対策について

○人口減少対策としてのふるさと教育について

- ・ふるさと教育は時間がかかり、即効性に乏しいのではないかとの感想を持っているが、「ふるさと教育」の意義、目的など基本的な考え方について伺いたい。

(教育長答弁)

ふるさと教育は、生徒たちが地域課題に向き合い、主体的にその解決策を考えることで、地域のあり方だけでなく、自らが地域とどのように関わっていくかということを考えさせることが必要であると考えております。

つまり、小中高と発達段階に応じた様々な取組を地道に行っていくことによって、地域を知り、よさに気づき、当事者意識を持たせ、ふるさとに対して何ができるのかを考え実践する人材を育成することを目的としております。

今後も、地域の課題に向き合い、新しい価値やアイデアを生み出そうとする起業家マインドを育成するとともに、地方創生に対する当事者意識と使命感を培い、「故郷のために頑張ろう」という郷土愛豊かな人材の育成に努めていきたいと考えております。

坂本 智徳 議員

◇教育行政について

○道徳教育について

- ・どのような授業が実践され、どのような評価がなされるのか伺いたい。

(教育長答弁)

児童生徒が現実の困難な問題に直面した際、自ら主体的に対処する力の育成等、道徳の教科化の目的を達成するために、道徳科の授業では、道徳的価値の理解にとどまらず、頭では分かっているけれど行動に移せない人間の弱さや、感じ方や考え方は人それぞれ多様であること等についても理解を深めることが必要です。

そこで、一人一人の児童生徒が、答えが一つではない道徳的な課題を自分の問題ととらえ、その課題に向き合う「考え、議論する道徳」の実践を目指しています。

また、その評価にあたっては、授業が児童生徒にとって自らの成長を実感し意欲向上の場となるよう、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、適切に評価することが大切です。

具体的には、他の児童生徒との比較ではなく、本人の成長を積極的に受け止め、認め励

ますことや、自らの考えを多面的・多角的に深めているかといった点を重視して評価に臨んでいるところであります。

・道徳の教科化に伴い、道徳教育全般を通して、どのような児童生徒を育てようとしているのか伺いたい。

(教育長答弁)

道徳教育では、大きく4つの資質・能力の育成を目標としています。一点目は、あらゆる生活場面において、自ら善悪の判断ができる力。二点目は、善を行うことを尊び、悪を憎む心情。三点目は、日々の暮らしの中で、自分が正しいと思うことを実行しようとする実践意欲。そして、四点目が、具体的な道徳的行為を行うことのできる態度です。

総じて言えば、いじめの問題への対応の充実等が求められる中、また、将来の変化を予測することが困難な時代を迎える中であって、自立した一人の人間として、他者と共によりよい社会と幸福な人生を、自ら力強く創り出していこうとする道徳性をもった児童生徒の育成を目指しています。

○離島留学制度について

・離島留学制度での学びを活かして、生徒たちはどのようなところに進学、就職しているのか伺いたい。

(教育長答弁)

制度導入当初から離島留学を実施しております対馬高校・壱岐高校・五島高校の3校では、各コースの専門性に特化した教育を行い、グローバル人材や地域振興に資する人材を育成しております。

生徒たちの進路はさまざまですが、例えば、対馬高校国際文化交流コースや壱岐高校東アジア歴史・中国語コースでは、韓国語や中国語の能力を活かして韓国や中国の大学などに進学している生徒も多くおります。その中には、大学卒業後、語学力をもとに民間企業に就職して、日本と韓国・中国との架け橋となっている生徒もおります。

一方、島内からの入学者が多い五島高校スポーツコースでは、公務員や民間企業への就職で地域に残り、地域活性化に貢献している生徒もおり、概ね、コースで学んだ専門性を活かした進路実現を果たしていると考えております。

・離島留学制度では、どのような人材を育てていこうとしているのか伺いたい。

(教育長答弁)

離島留学制度には、「しま」の教育資源を活用しながら交流人口を拡大し、地域活性化を図るという目的があります。このことに基づき、特色ある教育活動を展開して、今後もグローバル人材や地域振興に資する人材の育成を目指してまいります。

とりわけ、島内の生徒にとっては、離島留学生との交流を通して多様な価値観と出会い、

視野を広げる一助となっており、学校の活力を生んでいます。

一方で、全国的な離島ブームやUターン、Iターンが増加している中で、本県の教育を求めて入学した留学生の目的はさまざまです。

こうした留学生に新たな学びと環境を提供することで、自らの将来に夢を抱き、前向きに生きていく力を身につけさせることも離島留学の目指すところでもあります。

県教育委員会では、韓国語・韓国文化の学習ニーズが高まる中で、来年度の募集から、対馬高校の「国際文化交流コース」を「国際文化交流科」として、定員を増やし、より魅力的な教育活動を展開していきます。

今後も国境という地の利を生かした取組を充実させるとともに、「しま」の有する教育環境のもと、生徒の夢実現や人間性の涵養を目指し、あわせて地域活性化・地域振興に資する事業を展開してまいります。

山田 朋子 議員

◇女性と子どもを守る取り組みについて

○子どもの権利擁護について

- ・子どもの権利擁護に関する第三者機関の設置について伺いたい。

(教育長答弁)

子どもたちがいじめなど色々な悩みを持っているときに、相談のチャンネルは多い方がいいと思います。県でも教育センター等たくさんの電話相談、それからメール相談など窓口を持っておりますけれども、民間の相談機関ともどのような連携ができるか検討していきたいと思っております。

山田 朋子 議員

◇命を守る取り組みについて

○受動喫煙防止対策について

- ・保護者向けの喫煙の実態調査について伺いたい。

(教育長答弁)

子どもの健康のために、子どもを受動喫煙から守ることは大変重要なことと考えております。学校教育におきましては、体育科・保健体育科を中心に喫煙や煙草の煙がもたらす健康への悪影響について、発達段階に応じて指導をしているところでございます。

御提案の保護者向けの喫煙の実態調査については、保護者への啓発のきっかけとなる手段の一つであると考えますが、市町教育委員会及び学校、保護者の調査の必要性に関する共通理解の醸成や、調査結果を踏まえた保護者への指導のあり方などの課題が想定されることから、実施することは現時点では非常に難しいと考えます。

子どもの健康管理については、一義的には保護者が責任を負うべきところであると考え

ますが、一方で、学校・家庭・地域が連携して取り組む必要もあることから、全ての学校に組織されている、保護者や学校医、地域の代表者等からなる学校保健委員会の活動などを通じて、喫煙に関する正しい知識やマナーの普及・啓発を図ってまいりたいと考えております。

山田 朋子 議員

◇子どもたちの学びを応援する取り組みについて

○ユニバーサルデザイン教育について

- ・色覚チョークの導入について伺いたい。

(教育長答弁)

各学校では、色の見分けが困難な児童生徒がいることを前提に、全ての教育活動を展開しています。

例えば、黒板を使用する際は、誰でも識別しやすい白と黄色のチョークを主に使うことや、見やすい明るさになるよう照明を工夫すること等の配慮をしています。

全ての児童生徒にとって学びやすい学習環境の実現に向けては、各学校の実情に応じて様々な配慮が行われているころではありますが、色覚チョークについては改めて紹介させていただきたいと考えております。

大場 博文 議員

◇障害者雇用率について

○この問題が発生した要因について

- ・障害者雇用率の不適切な算定問題が発生した要因と再発防止に向けた取組について伺いたい。

(教育長答弁)

今回の障害者雇用率の算定に当たっての不適切な取り扱いにつきましては、知事部局と同様に、制度の趣旨や厚生労働省のガイドラインの内容等を十分に確認することなく、従来からの誤った取り扱いを漫然と続けてきたことが最も大きな要因であると考えております。

県教育委員会では、再発防止策として、ガイドライン等を踏まえた手引きを作成するとともに、毎年の調査に際して、長崎労働局に対し制度の変更や不明確な点の事前確認を徹底するなど、再びこのような不適切な事務処理を行うことがないように取り組んでまいります。

なお、今回の前例踏襲による不適切な事務処理は、どの職場においても起こり得ることから、県教育委員会全体の問題として認識を共有し、業務における法令や規則等の根拠の確認の徹底など、職員への注意喚起を行ったところであり、今後、同様な事態を生じるこ

とのないよう、努めてまいります。

○今後の対応、取り組みについて

- ・法定雇用率の達成に向けた対応策について伺いたい。

(教育長答弁)

県教育委員会では、障害者雇用の拡大に向けた円滑な推進を図るため、庁内に長崎県教育委員会障害者雇用促進チームを設置し、障害者団体のご意見や先進県の取り組み状況等を踏まえ対応策を取りまとめました。

具体的には、教職員の採用試験において、障害者の受験資格をこれまでの身体障害者に加え精神障害者や知的障害者に広げるとともに、年齢制限を引き上げるなどの見直しを行いました。

また、実習助手や臨時的任用教職員の採用において、障害者の特別枠を新設するとともに、特別支援学校や本庁においては、障害者を非常勤職員として雇用し、就労をとおしてスキルアップを図り、企業等への就職を支援する場の設置を検討するなど、新たな取り組みを進めてまいります。

さらに、職員研修等の実施により障害者雇用に対する理解の促進を図るとともに、障害のある職員等を対象とした相談窓口を設置するなど、働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、これらの取り組みを着実に実施し、早期の法定雇用率達成と障害者雇用の円滑な推進に努めてまいります。

大場 博文 議員

◇国際大会のキャンプ誘致について

○パラリンピックを含めた今後の取り組みについて

- ・パラリンピックの選手との交流は子どもたちに良い影響を与えると思うが、教育長の見解を伺いたい。

(教育長答弁)

教育委員会におきましても、現在、オリンピック選手やパラリンピック選手を学校に招聘して、講演や実技披露などを行う事業を展開しているところでございます。特にパラリンピック選手の経験談やメッセージを聴いた子どもたちには、子どもたち同士の会話の中に思いやりのある言葉が見られるなど、学校生活に大変好ましい変化が現れているということ聞いておりますので、議員ご指摘のとおり、キャンプを通じて、選手との交流の機会が増えることは、大変望ましいことであると考えております。

川崎 祥司 議員

◇性の多様性を認め合う社会の構築について

○課題に向き合う姿勢について

- ・学校現場において課題に向き合っているのか。また、人権教育は授業で取り組まれているのか伺いたい。

(教育長答弁)

県教育委員会では、LGBT等性的少数者の児童生徒に係る相談や学校の配慮等の把握を目的に、県内の市町教育委員会及び県立学校に対して、平成29年度中における状況調査を本年5月に実施いたしました。

その結果から、学校の対応として、更衣室、トイレ、服装、呼称、水泳の授業、運動部活動、修学旅行時の部屋割りや入浴等について配慮がなされておりました。

現在、この調査結果等を活用し、各種研修会を通じて、教職員が性的少数者についての認識をより深める取組を行っており、今後も、当該児童生徒及び保護者に対して、きめ細かな対応ができるよう資質向上を図ってまいります。

なお、人権教育につきましては、これまでも啓発資料「人権教育をすすめるために」を活用し、性的少数者の理解や対応について指導するとともに、中学校の「道徳の時間」や高等学校の「家庭」等において、性のあり方の理解を深める授業を行っているところです。

今後さらに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等とも連携を強化しながら、各学校における支援体制の充実を図るとともに、性の多様性についての正しい理解と認識を深め、人権が尊重される学校づくりに努めてまいります。

堀江 ひとみ 議員

◇長崎県教育委員会のセクシャルハラスメントに対する見解について

○セクハラに加害者に、口頭で注意した程度にとどまった理由は何か。

- ・所属長による嚴重注意処分とした見解を伺いたい。

(教育長答弁)

外国語指導助手、いわゆるALTの任用規則では、他の教職員同様に処分ができることとしております。そのため、ALTについても教職員の懲戒処分基準に基づいて、慎重に検討し、処分を下すこととなります。

この事案については、被害者と加害者から直接聴取した内容をもとに、加害者の行為が結果として相手を不快にさせる行為であったという点で、セクシャルハラスメントに当たると認定し、その処分量定については、本県の懲戒処分基準や、過去の裁判で示された違法性にかかる基準等を参考にしました。

具体的には、その行為の態様、加害者の職務上の地位、両者のそれまでの関係、行為の場所、反復・継続性などを総合的に判断し、戒告処分以上の行為であるとまでは認定できない状況であったため、所属長による口頭嚴重注意処分が妥当であると判断いたしました。

なお、当処分に加え、被害者への謝罪、さらに被害者からの要望に基づき、被害者が参加する可能性のある活動には、加害者を参加させないような措置を講じるとともに、あわせて、それぞれの所属校に対して、出張等で互いに顔を会わせることがないよう緊密な連絡と配慮を行うよう対応もしております。

○被害女性から陳述書を受けて、県教育委員会は協議をしたか。

- ・陳述書について、県教育委員会または事務局で協議はしたのか伺いたい。

(教育長答弁)

被害者から弁護士を通じて提出された陳情書につきましては、教育委員会事務局で内容を精査し、十分に協議を重ねて参りました。いずれにおいても、当処分は妥当であると判断いたしました。

○最初県教育委員会が被害女性から話を聞いて、口頭注意の罰則の可能性は示されていなかったのに、結果口頭注意となった理由は何か。

- ・県教委が口頭による嚴重注意処分とした理由は何か伺いたい。

(教育長答弁)

事情聴取の際、口頭嚴重注意の可能性について触れなかったということにつきましては、県教育委員会のALTの担当者が被害者の加害者に対する処罰感情を確認する意味で、加害者が何も処分を受けない可能性も含め、任用規則に記載されている処分のいくつかを例として示したものであり、処分に関する具体的な説明を行ったものではありません。

なお、さきほど申し上げたとおり、処分の量定については、事案の内容をふまえ県教育委員会事務局で総合的に判断し、結果として嚴重注意処分といたしました。

○加害者は現在もALTで任用されているか。

(教育長答弁)

嚴重注意処分を行い、その後の勤務態度も注視してきました。十分な反省が見られ、言動にも問題が見られないことから、現在もALTとして任用しております。

○加害者が現在もALTとして任用されているのであれば、再び被害女性を生むのではないか。そういう判断・認識・見解はなかったか。

(教育長答弁)

そのような認識には至らなかったからこそ、嚴重注意に留めたということでもあります。

事案がひどい態様であれば、懲戒処分となっていたわけであり、私たちは行為が行われた場所、経過、その後の反省の状況等々を総合的に判断して、懲戒処分には至らないと判断したのであります。つまり、習っている子どもたちに悪影響を与えることはないという

判断をしたということでもあります。

○加害者は現在も任用され、被害女性だけがどうして母国に帰らないといけないのか。そこにおかしいと思う感覚はないのか。

(教育長答弁)

まず、被害女性が帰国をしたのは、この事案が起こる前に任用を継続するかどうか本人の意向を聞いた際に、すでに帰国の意思を固めておりましたので、この事案があったことによって帰国したのではないということでございます。

このセクハラ事案について、県教委としては、被害者の方の人格を否定するようなあるまじき行為であったと認定をしております。

ただ、セクハラにおいて処分をする際には、その態様について総合的に判断をいたします。最終的にいろいろな勘違いもあり、体に触ったという経過の中で、女性が拒絶をした段階で行為を止めたということについても、判断材料の一つとしております。

先ほどは、ひどい行為という単純な表現をさせていただきましたけれども、わいせつ行為とまでは至っていないということで、セクハラについても、重い処分を課すべき場合があるということは、実態として裁判等においても、総合的な判断をする際には、ありえると考えております。

平成30年11月定例県議会の概要について

概 要

「予算決算委員会 文教厚生分科会」での教育委員会関係の主な質疑応答

【議案】

- 第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分
→ 可決
- 第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分
→ 可決

・特別支援学校普通教室等空調整備工事について

（深堀浩委員）

特別支援学校5校の空調整備が必要な教室数は。

（教育環境整備課長）

全体で60教室である。

（深堀浩委員）

繰越明許で次年度にということであるが、来年の夏までに60教室への設置が可能なのか。

（教育環境整備課長）

設計を今年度中に終え、入札を次年度の5月か6月に実施する予定で、できるだけ早期に工事が完了できるように土木部と打ち合わせをしている。

（深堀浩委員）

全国規模で空調設置がなされ、長崎県だけで言えば、4,300室程度の普通教室に特別支援学校とは別に需要が発生する。各市町教育委員会で発注予定と思うが、その見通しがどうなのか。この交付金は来年の夏までには設置をするとの目的であるが、実際、入札にかけたとしても、市場の状況が追い付かないと想定できるが、その辺りはいかがか。

（教育環境整備課長）

実際の工事について、県立分は設置者である県教育委員会が土木部に委託するが、21の市町においては、市町教育委員会が発注することになる。私どもとしては、一斉の入札になると考えているため、業者の対応がどのようになるのかが懸念されたので、直接、管工事、電気工事の団体に規模感や予想される最大の教室がどれくらいになるのかを、今の段階で説明させていただいているところである。業者の方からは「県の説明は理解できた。市町からも県と同様な説明が欲しい」との意見があったことから、各市町にも同様の説明を個別にさせていただくようお願いしているところである。

(深堀浩委員)

子ども達の学びの場の環境を良くするための制度ができたので、来年の夏までに間に合わせて欲しい。空調機器だけなら対応可能かもしれないが、物だけを設置するだけではなく、付帯工事が発生し、その人手がかかるわけで、果たしてそれが可能なのかという危惧がある。各市町が発注するわけであるが、県が旗振り役になって、どこの市はできたが、ここの市は業者の手配ができずにできなかった、とならないよう調整機能を果たしていただきたいということを申し上げる。

(麻生隆委員)

24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)の夜間休日の相談業務について外部委託するということであるが、どのような体制になるのか。また教育相談に関わる人材育成については、どのように考えているのか。

(児童生徒支援室長)

児童生徒がいつでも確実に相談できる体制を確立することが重要であるため、そのような体制がとれる業者等に委託していくこととなる。教育相談に関わる人材育成については、各種研修会を通じて教職員や相談員等の資質向上を図っていく。

平成30年11月定例県議会の概要について

概 要

「文教厚生委員会」での教育委員会関係の主な質疑応答

【議案】

□第130号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分

→ 承認

□第132号議案（条例議案）「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」

→ 承認

□第137号議案「長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関する協議について」

→ 承認

（堀江ひとみ委員）

第132号議案と第137号議案の関係性を教えてほしい。

（新県立図書館整備室長）

第132号議案は、図書館の設置場所及び大村市に設置する新しい図書館の施設管理事務の一部を大村市に委託することについて定めようとするもの、第137号議案は、第132号議案の条例案における事務の委託を行うにあたり、大村市との間で委託内容に関する規約を締結するための協議をしようとするものである。

（堀江ひとみ委員）

大村市へ委託する内容には資料の貸出や返却など直接サービスも含まれているのか。

（新県立図書館整備室長）

貸出等の図書館サービスの根幹に係る業務は、県と市が連携協力しながら共同で実施することとしており、今回の委託内容は、施設の維持管理等に限定した業務である。

□第145号議案（計画議案）「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分

→ 承認

□第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分

→ 承認

(堀江ひとみ委員)

教育振興基本計画については、今回、5年毎の3回目であるが、努力義務という位置付けは変わっていないのか。

(総務課企画監)

変わっていない。

(堀江ひとみ委員)

教育振興基本計画の作成は努力義務である。教育の自主性を脅かすもので国の押し付けに應える必要はない。また、少人数学級の拡充など、教育条件整備の具体的な目標がないことから反対である。

【陳情審査】

- 陳情番号45 「要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」における長崎方面への延伸ルート_の早期着手について）ほか」（西海市）
- 陳情番号46 「平成31年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書」（長崎県離島振興協議会）
- 陳情番号50 「平成30年度 長崎県の施策に関する要望・提案書」（南島原市）
- 陳情番号51 「要望書（高田南土地区画整理事業の整備促進について）」（長与町）
- 陳情番号67 「陳情書（公立小中学校におけるGHP（ガスヒートポンプ）エアコンの導入について）」（長崎県LPガス協会）

(松本洋介委員)

国の補正予算で、県内の小中学校へのエアコンの導入が進められている中、ガスヒートポンプを導入することにより、ランニングコストや電気の基本料金が安くなるようである。イニシャルコストは若干上がるが、導入後の維持管理という負担も出てくる。そういった中で、ガスヒートポンプを使うことにより、夏場の電力使用料のピークをカットすることができる。また、停電対策についてもあげられている。自立型の場合、災害等による停電時でも空調や電力を使用することができるというメリットがある。導入後のことも考えて市町教育委員会とも話し合いながら進めていくべきだと思うが、現状におけるガスヒートポンプの導入状況について伺いたい。

(教育環境整備課長)

この度の臨時特例交付金での設置計画によると、全体で約450校のうち、ガス駆動による空調設備の設置を予定されている学校は28校である。

(松本洋介委員)

コストが下がるのであれば、検討の余地はあると考えている。停電対策についても、しっかりとした対応がなされているので、意見として申し上げておく。次に、体育館へのLP

ガス GHP 導入による避難所機能強化について、災害時に学校の体育館が避難所となる場合が多いが、空調が付いていない体育館がほとんどである。しかし、体育館での GHP 導入事例の実績があり、特に熊本県では地震が発生した時に導入したという実例がある。体育館への導入のメリットと実績についてどのように認識しているのか伺いたい。

(教育環境整備課長)

ガス方式の空調についても電源無しでできるということではなく、停電時には使えない。自立型というのは、発電機と一体となった空調方式のことである。指定避難所への防災機能強化という点から考えると、学習環境の整備という側面ではなく、地域防災計画の中で、各市町において計画されながら行っていくものと捉えている。

(松本洋介委員)

避難所という部分では担当が変わってくると思うが、学校が地域に関わる影響というのは非常に大きいため、担当と連携していただきたい。学校によっては体育館が老朽化しており、避難所としての機能を果たすのかという疑問もある一方、しっかり耐震や補強もされている。そのような中で先ほど述べたような実例があるので、文科省だけでなく、総務省や経産省による災害対策の国の補助も活用していただきたい。防災対策に関しても、学校が活用できる部分はあると思うので、今後それぞれ導入する市町の教育委員会に対して情報の共有化や、少しでもコストを下げられるよう検討していただきたいと思うが、見解を伺いたい。

(教育環境整備課長)

市町の空調方式の決定について、いくつかの市町に伺ったところ、コスト面も含めて学校毎にどの方式が最も適しているかを検討しながら進めているとの話であった。このように学校毎に個別に検討されているので、どちらの方が良いということではなく、設置者の判断というものを今後とも尊重していきたいと考えている。

(ごうまなみ委員)

全校的にエアコンの設置がこれから進んでいく中で、設置のスピードに市町、また学校によって差が出てはいけないと思っている。その中でいろんな業者の話を聞かれて調整をしているということであったが、今県としては、ガス協会の方々との意見交換や、例えばガスを導入した場合にどれくらいの期間で設置できるか等の話を詰めているのか伺いたい。

(教育環境整備課長)

ガス協会の方々と、具体的に踏み込んだ整備の中身やスピード感等についての話まではしていない。現在全ての市町において、来年度中には全て完成するという計画を持たれて進められている。そのような中、県として市町に対しどちらの方式が良い、悪いというような話はなかなかできないので、業者の方々とはそのような踏み込んだ話はしていない。

(ごうまなみ委員)

踏み込んだ話はしていないということであったが、今回このような形で要望書が県に送られてきているので、一定検討や少し試みをしていただけた方が良いかと思われる。来年度中に設置ということを各市町考えているようだが、今後工事のことや、様々なことが出てきて、後々になる可能性も出てくると思うので、少しでも早く設置できるようにするためにも、一定この辺りの意見交換等をしていただき、ある程度の見込みをつけていただければと思うので、最後に見解を伺いたい。

(教育環境整備課長)

工事のできる限り早い執行については、先程申し上げた管や電気工事組合等と話をしており、進み具合を早くというところについては、どの方式を取り入れたら進むのか、というところまでを含めての今後の調整になっていくものと思われる。計画を立てられる市町が、効率的な執行という面からどの方式を取り入れるかということにより、少しでも早く進むのかということについて、当然お考えになることかと思う。私どもとしても、市町に対しては、そういった方式の決定も含めて早く整備できるように考えていただきたいと思います。

【請願審査】

□第4号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」

→ 不採択

【政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料】

□附属機関等会議結果報告

(麻生隆委員)

先般の台風により端島炭坑跡において被害が出ているが、県として、災害復旧への対応及び今後の整備についてどのように考えているか。

(学芸文化課長)

端島炭坑跡の整備について、長崎市は3期30年間で総事業費108億円という計画をたてているが、現行の補助制度では負担が困難であるため、国に対して政府施策要望などによりさらなる財政的支援等をお願いしている。また、計画についても、単年度ごとの事業費に開きがあるなど精査が必要なものであり、今後詳細な計画を立てていく中で、事業費についてもあらためて精査し、文化庁とも協議しながら支援を行っていきたい。

10月6日の台風25号による見学施設等の災害復旧について、市は11月19日付けで事前着工届けを提出しており、国の補正予算を受けて事業を進めている。1月末までには上陸観光の再開を予定しており、できるかぎり早期の復旧を目指している。

(麻生隆委員)

端島炭坑跡は世界遺産として貴重な文化財であり、また、近年台風が大型化していることもあり、危機意識を持って関係機関が連携し、例えば基金を設立するなど、財政的な面も含めて対応していってほしい。

【議案外所管事項】

□ A L Tのセクシャルハラスメントについて

(堀江ひとみ委員)

12月5日の本会議で質問したセクハラの実態をどのように認識しているのか。

(高校教育課長)

おおまかな事案の流れについては、委員ご指摘のとおりであるが、ハグから持ち上げる等の一連の行為の部分については、加害A L Tと被害A L Tの両者の認識に少し違いがあるように感じている。

被害A L Tは、加害A L Tがキスをしようとして、身体を持ち上げて性的関係を持ちかけるような話をしたと主張しているが、加害A L Tにおいては、元々、被害A L Tと親しい間柄であり、より親しくなりたいという気持ちを持っていたことは事実である。加害A L Tは、被害A L Tの気持ちがどこまで自分に親しみがあるのかを確かめたいと思い、キスを求めようとしたと聞いている。

(堀江ひとみ委員)

加害A L Tは、親密になりたいと思っていたが、被害A L Tもそう思っていたと認識しているのか。違うのではないのか。

(高校教育課長)

この点が、お互いの意見の違うところの根本であると思っている。

今回、被害A L Tは性的暴力を受けたと主張しているが、暴行・脅迫によって強制したということではなく、今までの裁判例等でも出されているとおり、「相手の意に反することを認識した時点」でどうだったのかという点で、加害A L Tは、被害A L Tがそう思っていないということを認識した時点で行為をやめている。そのことが、県教委としては非常に重要なポイントだと考えている。

(堀江ひとみ委員)

「嫌だ」と思うことをしたから、教育委員会はセクハラだと認識したということであるが、ひどい様態でなかったといたいのか。

(高校教育課長)

この事案については、被害A L Tは、後ほど警察に相談し、警察から事情を聴取されている。加害A L Tについても、警察から事情聴取をされており、現時点では、立件には至

っていないという状況である。

また、被害A L Tからの報告書には、強く押しのけたという記載はなく、キスをされようとして、顔を背け、加害A L Tが眼鏡を取ろうと手を伸ばした時に押しのけたという表現であった。

その後の行動として、被害A L Tはアパートの台所に行き、自分のリュックサックを取って帰ろうとしたときに、加害A L Tは「忘れ物はないか?」、「タクシーを呼ぼうか?」という声かけに対し、被害A L Tは「歩くから大丈夫」と答えている。また、加害A L Tが「ガムはいるか?」という声かけに、被害A L Tは「はい」と答え、家を出ている。

本事案に関して、一連のセクハラ行為があった直後のこのやりとりについても、参考にしないといけないと考えている。

(堀江ひとみ委員)

被害A L Tは、加害A L Tが引き続き任用されていることや口頭注意(嚴重注意)という軽い処分に終わっていることに納得できないということを、弁護士を通して、県教育委員会に意見を申し立てている。また、長崎県教育委員会の判断は、加害A L Tの立場に立っているのではないかとの声も上がっているが、それについてどう考えているのか。

(高校教育課長)

被害A L Tと加害A L Tの双方の供述から一致する内容をもとに、できるだけ正確な事実に基づき、総合的に判断したものである。また、県教委の顧問弁護士に相談したが、ハラスメントに該当していても、悪質性・違法性の高いものではないのではという見解であった。

(堀江ひとみ委員)

私に寄せられた意見の中で、県教育委員会が被害女性の証言どおりの事実を認定したうえで、懲戒処分不相応と評価したのであれば、県教育委員会自体の人権感覚が誤っているという声があがっている。

被害A L Tの加害A L Tに対する恐怖、PTSDにつながっていく心理的な部分が、女性にとってはひどい態様ではないのか。そこが分かっていないのではないのか。

(高校教育課長)

女性が被害にあっているということもあり、私どもの一連の対応については、この事案が発生し、この報告書を最初に受け取ったときから、その後の対応を含めて、P Aと呼ばれるA L Tを統括している女性A L Tを中心に事情聴取等を進めてきた。また、A L Tを指導する県教委側の指導主事も女性であり、当事者である二人への聞き取りも女性の目で行ってきた。

私たちとしては、当然当事者の意見は食い違うところがあるため、合致する事実だけをしっかり検証して処分を決める必要があると判断をしている。

(堀江ひとみ委員)

いずれにしても、この問題については、加害ALTの処分が口頭注意（嚴重注意）に終わっていることについて、納得ができないと強く申し上げておく。

(山田朋子委員)

県教育委員会は、加害ALTは継続して雇用しても問題がないと判断しているということで、一般質問の答弁の中で教育長は「被害は出ない」と断言しているが、今後、この加害ALTによる同じような被害が起きる可能性について、再度見解を求めたい。

(教育長)

いつどのような不祥事が起きるかわからない状況の中で、例えば、セクハラについて、職場の飲み会で上司から無理にお酒を勧められたとか、カラオケを強制されたなどもセクハラであり、そういうことを絶対しないとは断言できない。他の教員を含めてセクハラをする可能性は理論的にあると思う。

学校には、約13,000人の教員がいるが、その中で、誰一人セクハラを起こさないのかと聞かれたら、起こる可能性はあるかもしれない。公の場で、「この人はセクハラを今後起こしますか」と聞かれたら、「起こる可能性がある」とは答弁できない。それは、「ない」と信じているからこそ、引き続き任用したということである。

私たちは、日ごろから教員としての倫理観を持ち、人から批判されるような行為をしないよう指導しており、教員もそれを自覚していると考えており、その点はご理解いただきたいと思う。

(山田朋子委員)

教育長の立場であれば、その雇用している加害ALTに対して、そのように言わざるをえないと思うが、「絶対出ない」と言い切ったことは本当にどうかと思う。仮に今後出たときは、その答弁は責任があるものになると申し上げておく。

(教育長)

このALTだけではなく、他の教員も含めて非違行為が起らないということは、日ごろから、研修会や学校別の服務強化月間の中で、職員同士の意見交換等を行っていることが前提にあり、その前提の中で、今回の一般質問で、このALTのことを聞かれたので、先程申し上げたような背景や前提を踏まえた上で答弁をしている。

委員ご指摘のとおり、全く何もしないということではなく、様々な研修会等を通じて、全ての教員が県民の信頼を失うことがないように指導を徹底していきたいと考えている。

(浅田眞澄美副委員長)

被害ALTは、弁護士を通じて声を上げたということは、被害ALTの心のケアが不十分であったと感じるが、どの程度対応したのか。

(高校教育課長)

心のケアということで、先の答弁に加えて申し上げれば、この事案が起こってから、すぐに、同じ地区の女性ALT 2人が、一緒になって加害ALTと被害ALTとの協議の場を設けているが、被害ALTの方は、加害ALTに対して許せないという心情がより強くなったということで、報告書にまとめて県教委に送っており、私たちは届いた当日に報告書の内容を確認し、事態を重く見て、直ちに事実調査を行ってきた。

調査を行っている間、県教委のPAと呼ばれるALTを統括している女性ALTに対し、その被害ALTにしっかり寄り添い、悩みや相談を引き受けるよう指示し、心のケアに努めてきた。ただ、そういう中であっても、被害ALTの許せないという気持ちは非常に強く、弁護士に相談し、その後も幾度となく処分が軽すぎるという形で意見をいただいているところである。

被害者の心情というものは、相当深刻なものがあると思っている。私たちも被害者の心情に寄り添いながらも、このようなわいせつな事案等について、しっかりと対応していきたいと強く思っている。

現在、被害ALTは、帰国しており、その後の十分なケアについては、非常に難しい状況にあると考えている。

□ 競技力向上対策について

(麻生隆委員)

今回の国体では、総合成績が昨年度の24位から41位まで落ちたということで敗因の分析と課題の整理ということについて、どのように考えているのか。

(体育保健課体育指導監)

委員ご指摘のように、今回の41位という結果については目標順位の20位台前半を達成することができず、厳しい結果となったことを大変申し訳なく思っている。そうした中でカヌーや山岳、ウェイトリフティング、陸上競技、剣道、ボウリングなどの本県のお家芸と言われる競技については活躍があったものと思っている。現在各競技団体とヒアリングを実施している最中だが、競技・種目の特性もあるため、それぞれの課題を洗い出しているところ。今回点数が下がった要因としては、本県の場合、少年種別の得点の比重が高いが、今年は少年種別の落ち込みが大きく、特に少年団体種目で例年に比べて点数が取れなかったことが要因の一つであり、その点について反省をしているところである。

(麻生隆委員)

なかなか少子化で部活動が成り立たず、1校では生徒が集まらずに3、4校集まって選抜で出しているという話を聞き現場として色々苦勞されていると感じる。4年前の長崎国体とその前後では相当がんばっていたと思うが、財政面の問題と少子化の中、戦略を立てながら子ども達を育成していかなければいけないと考えている。また、育成は指導者によって大きく左右されるため、戦略的な取組みを体育協会ともしていかなければいけないと思う。学校教育の中で指導者のあり方について、次世代の指導者をどう発掘して育ててい

くのかが重要だと思うがどうか。

(体育保健課体育指導監)

財政面のことについては、長崎国体に向けては強化費も伸びて総合成績1位を取れたが、それ以降は他の先催県と同様に予算は減少してきている。現在の本県の財政状況の中では先催県と比較しても一定の予算は確保できていると認識をしている。各競技団体の課題をあげながら、事業内容についても何が必要なのか、何が効果的なのかを検証して、全体的な強化の見直しを図っていきたいと考えており、必要な事業については要求していきたいと考えている。

2点目の指導者の育成についてだが、選手が全国区になるためには指導者も全国レベルにならないといけないと思っている。その中で本県では指導者の強豪県への県外派遣など様々な形で育成に取り組んでいるところである。

3点目の学校教育の中での指導者のあり方についてだが、勝利至上主義でなく、生徒の人間性を豊かにすることも必要であるし、中学校も高校も将来に向けての通過点であり、それぞれ目標も違う中で競技力向上の指導だけでなく健康教育も含めたところで指導できる指導者を研修などを通して目指しながら、ガイドラインの活用も含めて今後、努力していきたいと考えている。

□ 運動部活動指導員について

(麻生隆委員)

部活動指導員について、他県では既に部活動指導員を導入している県もあり、部活動などで生徒と向き合う時間が取れない中で外部の指導者を積極的に取り込んでいただきたいと思っているが県教委の考え方はいかがか。

(体育保健課体育指導監)

外部指導者については、中学校では1, 100人程度、高校では約110名程度おり、学校の中で指導をしてもらっているが、部活動指導員については、今後に向けて予定をしていきたいと考えている。

(麻生隆委員)

国体順位については、30位台だとか20位台に入るように生徒と保護者と教職員一体となって頑張っていたきたいし、国体の順位を上げることができるように取り組んでいたきたいと思う。

(山田朋子委員)

外部指導者の人数を再度教えていただきたい。

(体育保健課長)

放課後や休日に来て指導していただいている外部指導者の人数は中学校で1, 106

名、高等学校で109名と把握している。

(山田朋子委員)

部活動指導員を非常勤職員として配置をする計画であると聞いているが、具体的にどういった人数を考えているのか。

(体育保健課長)

対象は公立の中学校と高校を予定しており、中学校については市町が雇用をし、高校は県での雇用となる。人数についてはまだ市町の計画段階であるので差し控えさせてもらいたい。高校については、予算次第ではあるが配置による効果検証を行いながら段階的に増やしていきたいと考えている。

(山田朋子委員)

学校によって部活動の状況がそれぞれ違う中でどのような方針で配置するのか。

(体育保健課長)

部活動指導員の配置に目的については一義的には教職員の負担軽減が目的で2次的に専門的な指導が受けられ競技力の向上につながると考えているが、教職員の働き方等の課題も考慮しながら配置の検討を行っていききたいと考えている。

□ いじめの認知・解消について

(山田朋子委員)

いじめの認知件数が増加している現状について、どのようにとらえているのか。

(児童生徒支援室長)

全国においても、本県においても増加傾向にある。認知件数も大切であるが、いじめを発見して、認知したいじめをどう解消していくかということを重点的に取り組んでいきたい。

(松本洋介委員)

いじめの解消の判断基準はどのようなものか。また、いじめをしない体制作りが大切だと思うが、どう考えるか。

(児童生徒支援室長)

学校において、被害児童生徒と・保護者と協議をしながら、少なくとも3カ月間を目安とする一定の期間、いじめの行為が止んだことを確認したうえで判断されるものである。

いじめは絶対に許されないという学校づくりを推進するとともに、いじめのサインに気づく教職員の資質向上も図っていく。

(山田朋子委員)

教育相談事業で、SNSを活用した相談事業を実施するとのことであるが、LINEを活用するのか。また、事業内容・実施時期について、教えてほしい。

(児童生徒支援室長)

LINEやWebチャット等を活用することを想定している。

事業内容としては、まず、県内の中高生がいじめなどの悩みについて、LINE等を通じて、通報・連絡し、臨床心理士など有資格者である相談事業者がその内容を確認する。その後、報告を受けた県教育委員会が、相談内容に応じて、学校や関係機関と連携しながら迅速に対応し、生徒が抱える悩みの早期発見・早期解決を図ろうとするものである。

実施時期については、夏休み前に開始することを目標している。

□ 中途退学について

(山田朋子委員)

公立高校の中途退学について、平成29年度266名が退学しているがどのように分析しているのか。

(児童生徒支援室長)

中途退学の理由としては、別の学校への転学や就職等の「進路変更」が一番多く、次に、授業に興味が無いや、人間関係がうまく保てない等の「学校生活・学業への不適應」が多い。

□ 国際バカロレア教育について

(山田朋子委員)

国際バカロレア教育は、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、よりよい世界を築くことに貢献できる探究心・知識・思いやりに富んだ若者の育成を目的とした質の高い教育プログラムを世界中の学校に提供している。

平成29年6月1日現在、世界140カ国以上の国と地域で4,846校が指定されている。日本においては46校で、そのうち学校教育法第1条に規定されている学校は20校が国際バカロレア認定校に指定されている。

このような状況の中で、他県においては、国際バカロレアの検討をしている県もあるが、本県としては、国際バカロレアについて、どのように考えているのか。

(高校教育課長)

委員ご指摘のとおり、国際バカロレアというのは、海外の大学、もちろん国内の大学でも受験資格を得られるが、特に帰国子女等が多くなってきている状況の中、海外の大学に統一基準で入学できる資格を与えようとするものである。

日本における高校段階の認定校は、平成30年6月現在39校あり、このうちインターナショナルスクール等の各種学校が17校、私立高校が18校、公立・国立の高校はそれ

ぞれ2校ずつの4校である。また、学校教育法第1条校は39校のうち、22校という状況にとどまっている。

現在、設置を検討している県や市は、約10都市県あるが、課題が非常に大きく、この資格を取るためには、「英語中心の学習体系を採らないといけないこと」、「英語以外の科目を英語で指導できる教員の確保が必要なこと」、「日本の学習指導要領とバカロレアで求められている教育内容の双方を満たすための教育課程を練り上げる必要があること」、「認定校加盟には、数年かかることと多額の費用がかかること」などがあり、なかなか認定校が増えていない状況である。

これらの課題を解決するために、国においても現在検討が進められているので、国の検討状況を注視していきたいと考えている。

(山田朋子委員)

政府は、2013年6月に日本再興戦略を閣議決定し、国際バカロレア校を2018年までに200校に大幅に増加させる目標を明記しているが、現状は少ない数字にとどまっている。

そのため、日本政府も考え、日本語でも授業の対応ができるものを増やしてきており、私どもは9月に会派の視察で公立である札幌開成中等教育学校へ行ってきたが、先生たちの養成等に関しては、やる気のある若手の職員も多くいることと、その学校に長く勤務していくことで対応していると聞いている。

他県の話を見ると、やはり指導できる人がいないということではなく、養成していくことが大事ではないのかと思う。

バカロレアについて、先程の課長の答弁だと、登録まで何年もかかるというのであれば、早めに検討し、他県に遅れをとることなく、しっかりと取り組むべきと思っているが、再度見解をお聞かせ願いたい。

(高校教育課長)

バカロレアの資格を取得することが、海外の大学に進学するための必要十分条件ではなく、通常の大学の正式なルートでも国外の大学に入学することが認められている。

平成30年の段階で、本県から海外の大学に合格している公立高校の生徒は、中国と韓国を含み22名いる。これはバカロレア以外の手法で合格をしている。

バカロレアが海外の大学に進学するための唯一の方法であれば、導入を検討していきたいが、なかなか難しいと考える。また、海外の大学に進学する際に大きなネックになってくるものは、高額な授業料と生活費である。アメリカのアイビー・リーグと呼ばれる有名大学に進学すると、年間に約5～6万ドルの生活費と学費等が必要になる。奨学金を得られればいいが、それはなかなか難しいという状況である。

(山田朋子委員)

このバカロレアは、国内の難関国立大学や難関私立大学の入試でも実証がされている。また、これから日本に外国人労働者が多く入ってくることを考えたときに、本県におい

ても高校で8人、小中学校で24人の外国籍で日本語指導が必要な児童生徒がいるなど、いろいろなことを総合的に考えていくと、もっと前向きに検討するべきだと思う。

□ 県立学校の施設整備について

(松本洋介委員)

県立学校の施設整備に関して、学校側からの改修等の要望に対し、どこまで予算措置されているか調べたところ、大規模改修に関しては、平成30年度は266件の要望に対し、対応件数は37件で13%、予算にすると、108億円に対し18億円で16%という状況であった。また、維持補修に関しては、平成29年度855件の要望に対し400件46%、14億円の要望に対し3億5千万円で25%という状況であった。

改修や維持補修等は、危険箇所でもあり学校側が危ないと判断して要求する中で、厳しい予算状況もあり、実質16%や25%の対応状況になっている。残りの70%から80%のうち事故が起きたり、崩壊した時の責任等もあるが、この判断基準はどのようにして、また残りの実施できなかったところに対しては、どのような措置を毎年とっているのか現状を伺いたい。

(教育環境整備課長)

学校からは5、6倍以上の要望が寄せられているが、私どもとしては、やはり緊急度というものを優先的に考えており、点検等についても定期的に行っているため、点検結果や、土木部の専門技術職の意見等も踏まえて、学校の話も聞きながら、事故等が決して起きることのないよう、総合的な判断のもとで整理している。大規模な改修や維持補修にしても、学校の状態を見極めながら、順番付けて行っているところである。

学校からの要望というのは、次年度以降でお願いしたいということであり、是非とも次年度で、ということではないということもご理解いただきたい。

□ 県立学校の廃校施設の今後の活用について

(松本洋介委員)

県立高校で廃校舎となっている学校が旧長崎式見高校と旧野母崎高校の2校あると思うが、この廃校になった学校に対しての対応はどのように考えているのか。

(教育環境整備課長)

旧長崎式見高校と旧野母崎高校の活用策については、まず県として有効な使い道がないか部局横断的な検討をし、次に地元のご意向等を聞き、長崎市にもその内容を伝えて、活用について協議をしてきたが、現在のところ有効な活用策というのは全く見出せていない状況である。

□ 「ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業」の事業内容について

(松本洋介委員)

新規で検討されている、「ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業」の事業の内容

についてお尋ねしたい。

(義務教育課長)

県内で活躍する企業等の協力を得ながら、ふるさとの特徴や強みを活かした模擬会社を設立し、そこで会社の業務の実体験を行うなど、これまでの職場体験を超えた職業体験を行うことを通して、地域を担う人材としての資質・能力を育成していこうとするものである。

具体的には、県内に拠点となる中学校を指定し、職業体験学習を実施し、その成果を保護者や地域住民に発表することや、拠点校の取組を県内の中学校へ広めていくことなどを現在構想しているところである。

□ スポーツと歯科の関係性について

(ごうまなみ委員)

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドラインが策定されたことは非常にいいことだと思っている。以前質問したことがあるが、休みが取れないために歯医者や病院に行けないという生徒がいると伺っていたが、歯科医師会の先生方と話をしていた際に、長崎県では部活動でもそうだが競技力が求められるスポーツの中でも歯科との関係性が全国的に見て少し薄いのではないかというご意見をいただいている。国の方では2020年の東京オリンピックに向けて歯科の重要性が高まってきていて、オリンピックの特別強化選手などは全員歯科検診を受けることが義務付けられていたり、日本スポーツ協会と日本歯科医師連盟でスポーツデンティスト制度というものを作り、都道府県では、スポーツデンティストが部活動をやっている生徒やアスリートの指導者や保護者との連携を取りながら競技力向上につなげていると聞いているが、長崎県としてスポーツと歯科の関係性についてどの程度理解があるのか、どのように活用していこうと考えているのかお聞きしたい。

(体育保健課長)

先般、オリンピックアスリートの方が県の事業の一環で来られた際に歯の状態が悪いと成績に影響するというので歯の治療をしたら成績が伸びたという話を聞いて必要性については再認識をしたところ。今回ガイドラインを定め、休養日について基準として示したので、歯の治療についても改善が図られるものと考えている。また、管理職や運動部活動指導者を対象とした研修会において休養日の設定は怪我の対策につながるということや歯科医学とパフォーマンスの向上についても研修の中で取り上げていきたいと思っている。

(ごうまなみ委員)

噛み合わせ一つとっても、スポーツ全体の70%の競技の中でパフォーマンスに影響するというデータが出ている。生徒自身がなかなか親や指導者に言えないということもあるので、やはり指導者やコーチの育成が必要と思っている。その意味でも日本スポーツ協会が認定しているスポーツデンティスト制度の活用というものは非常に有効だと思うので、

スポーツ歯科学というものも取り入れていただいて子ども達の体を守ることもあるし、競技力の向上や未来のアスリートを育成していくためにも非常に重要な視点だと思うので今後よりいっそう、スポーツ歯科についての認識を広めていっていただきたい。

□ 不祥事防止に向けた自己分析チェックシートについて

(深堀浩委員)

教育長の説明の中で、防止策として自己分析チェックシート(仮称)を次年度から導入するため、準備を進めているとあったが、チェックシートの内容はどのようなものか。

(総務課長)

不祥事発生の要因は、個人の心理に深く関わり、他人が踏み込みにくいこと、依存症のためとも考えられるケースもあることなどから、その防止に向けた対策として検討してきたもの。

次年度導入の準備を進めている自己分析チェックシートは、教職員自身が陥りやすい危険性を理解し、その抑止のために自ら行動することができるように、わいせつ行為等に対する自己分析を行うもので、専門家(精神科専門医)に依頼している。

チェックシートの導入と併せて、自己分析の結果、相談が必要となった教職員が未然防止のためのアドバイス等を受けることができるよう、相談の窓口も整備することとしている。

(深堀浩委員)

チェックシートをした後の活用について、全てを専門家にまわすのか。

(総務課長)

チェックシートの目的そのものが、教職員自身が陥りやすい危険性を理解し、その抑止のために自ら行動することである。個人の心理や内面に踏み込む内容であり、正しく自己分析するには、正直な回答が大前提となる。そういったことから、チェックしたシートは専門家や所属長への提出は求めないこととしている。

(深堀浩委員)

チェックシートを実施しても専門家にまわさないと防止策としてどうなのか。病的なものがあればケアすべきではないか。

(総務課長)

チェックシートは回答を点数化、合計点によって相談を促す内容となっている。まずは正直に答えてもらうことが大前提となる。

教育庁内で試行を行ったが、アンケートでも「正直に答えることに心理的な抵抗があった」との意見があった。

また、このことは専門家である作成者の意向でもある。

(深堀浩委員)

事件が発生してからでは遅い。医学的見地の専門家はそう言うかもしれない。わいせつ防止の観点から他の意見も聞く必要があるのではないか。

(総務課長)

実施後はコンプライアンス対策本部会議で意見を求めたいと考えている。

(深堀浩委員)

自主的に相談する仕組みを整備することだが、どこに相談するのか。

(総務課長)

作成者が代表を務める性障害専門医療センターに相談窓口を整備して、必要に応じて適切な支援窓口を紹介するよう考えている。

(深堀浩委員)

相談した結果、該当者に危険性が残ったままだとしたらどうするのか。

(総務課長)

チェックシートが全てではないと思っている。最終的には、これまでの服務規律強化月間における各学校での不祥事防止に向けた取組を根気強く続けていくことが必要だと考えている。

(深堀委員)

性障害医療センターにした相談について、県教委は相談件数を把握できるのか。

(総務課長)

今は導入について検討しているところであり、その後の対応については今後、窓口となるセンターと相談していく。

(深堀浩委員)

わいせつ、セクハラを防止するには、全部を把握しないと対策にはならないと思う。検討中とのことであるのでさらに協議を行い良い制度にして欲しいと思うが、チェックシートの実施は年1回か、1度限りか。

(総務課長)

毎年度実施するように考えている。

(深堀浩委員)

校長や県教委等は把握せず自己完結させるのであれば、チェックシートをしない人もいるのではないか。その点はどう担保するのか。

(総務課長)

そのためにもチェックシート導入の趣旨、正直に答えることの必要性を周知することが大切であると考えており、作成者である専門家による説明会を開催する予定にしている。

その後、各所属においても、服務規律強化月間での職員研修等で実施する際には趣旨や必要性を説明していくこととしたい。

(深堀浩委員)

誰もしないことを危惧している。せつかく作るのに活用されないということがないようをお願いしたい。

(教育長)

チェックシートの結果は自己の内面に関わる問題である。法で義務付けられているストレスチェックも本人からの申告がない限り所属長等は把握できない。高ストレスと判断が出て相談するかどうかは個人の自由であり、プライバシーである。

チェックシートは自身の内面に踏み込むものなので、わいせつ行為等防止対策として啓発することで自身を見直すきっかけとして実施したいと考えており、万全ではないと思っている。よって、強制は考えていないし、チェックシートを実施しないことで懲戒を与えるということはない。

万全ではないが、医学的なシステムを導入することで、教職員自身が自身を見直すきっかけとなると考えており、一定の限界があることは理解していただきたい。

□ 小・中学校の適正配置について

(深堀浩委員)

文部科学省において公立中学校の適正規模とする学級数が12から18学級という基準があるのに対し、全国ではそれに満たない公立中学校が5割を超えているという記事を目にした。本県においてこの状況がどうなっているのか確認したい。

(教育環境整備課長)

平成29年5月1日現在で休校を除き、中学校171校中、標準学級数に満たない11学級以下の学校が131校、率にして76.6%である。小学校は、332校中222校で66.9%という状況である。

(深堀浩委員)

長崎県の小学校の66.9%、中学校の76.6%が文部科学省の示す適正学級に満たないとのことであるが、その状況を県教委としてどう考えているか。

(義務教育課長)

大規模校、小規模校それぞれメリットがある。大規模校のメリットは集団の中で多様な考えにふれることができることや、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばすことができることである。一方小規模校のメリットとしては、一人一人の生徒に対してしっかりとした対応ができることなどである。そういった学校規模によるメリット、デメリットや通学距離、また地域の中の学校を中心としたスクール・コミュニティ等にも配慮をしながら、それぞれの条件の中で一番適切な学校配置を、市町教育委員会は目指しており、そういった中で適切な教育活動が実施されるよう、県教委としても支援をしたいと考えている。

(深堀浩委員)

今、地域の話ではなく、子ども達が学ぶ場としてどれが一番良いのかという観点で話をしているが、先ほど通学の話があった。

通学時間として概ね1時間未満というのが基準にあると思うが、昨年、全国の児童生徒数が30人以下の小規模学校を対象に財務省が行った調査によると、最も近い学校と統廃合すると仮定した場合の想定通学時間は、8割以上の学校が1時間未満であったという調査資料がある。これは、県教育委員会が把握していることではないと思っているが、小規模校を統廃合することによって、通学時間が極端に1時間を越えるようなケースがそう多くないというデータであった訳だが、その点について、県教育委員会として把握していることがあれば伺いたい。

(教育環境整備課長)

詳細を把握している状況はない。

(深堀浩委員)

通学時間のことに関しては、そのような調査資料があるので、一概に通学時間が延びるためということが、小規模校を統廃合できない理由にはならないということだと思う。学校というものが地域のコミュニティの核になっているがゆえに、統廃合することに対して、地域からの反対や、様々な問題もあるけれども、子どもの教育、学びの場としての最適さはどこにあるのかという観点から、そういった議論もしていかなければいけないということで提起をした。実際には、市町教育委員会の判断だと思うが、県教育委員会としても、今後、通学時間のことについても状況を調査しながら、行っていければと思っているので、これは要望として終わりたいと思う。

□ 国体結果を受けての競技力向上対策について

(中山功委員)

スポーツの振興等について、その中で中心的なものが国体だと思うが、長崎国体が終わって少し国体への熱が冷めつつあると思うし、通常の状態に戻りつつあるのかなと思う

が、そういう中で国体の位置づけについて改めてどういう風に考えているのか。併せて、長崎県が打ち出している健康長寿日本一との関係でスポーツの位置づけについて現在どのように考えているのか教えていただきたい。

(体育保健課体育指導監)

国体について、現在、競技団体とヒアリングの実施中だが、競技団体の方からもこんなに落ちると思っていなかったという声が上がってきている。26年度に総合成績1位を取った段階でいろんな形で、総合成績も少年競技、成年競技も含めた形で全国で優勝しようという機運が高まってきた。委員ご指摘のように、柔道競技を中心に小学校のNマークの配布や陸上競技の帽子的配布など色んなことをやってきたが、もう一度競技団体の方にも国体で活躍することが結果的には県全体の、県民に大きな意欲を与えるものだという位置づけで頑張っていこうと思っているところである。

(中山功委員)

ぜひスポーツの意義について、競技力を高めることも大事だが国体を通じて県民に対してもっとPRをうまくやっていく必要があるということをお願いしたい。そこで国体の順位目標だが、26年度が1位で前年度24位から41位に下がって、反面、色んな状況を見れば、私の中では定位置についたかなという感じもしないわけではないが、もう一回順位目標設定について、20位台と漠然としているが、20位台がいいのか30位台がいいのか、25位とかもう少しきちんとした目標設定にするとか、もう一度見直す時期に来ているのじゃないかなと思うがそれについてはどうか。

(体育保健課体育指導監)

今回41位という結果だったが、本県の目標順位としては20位台前半ということを目指してやってきた。スポーツで活躍することが県民の意欲・活力に繋がっていくと思っているので競技団体とも色々な形で話をしてきたが、今年の場合は20位台定着とした場合には20位から29位では幅が広いので具体的なところで20位台前半という目標を示させていただいた。今回41位と下がったけれども長崎県としては20位台前半というところを目標にしていかなければならないと考えている。

(中山功委員)

一般的に20位台というのは印象が強いのので、20位台前半・20位台定着ということであればもっと県民に理解してもらう必要があると思うので、ぜひそこを指摘しておきたいと思う。併せて、敗因の分析と課題についてまだ整理が十分できていないという風に感じたが、そうすると平成31年度の競技力向上のための予算編成に支障はないのか。それについてどう考えているか。

(体育保健課長)

競技団体とヒアリングを行って検討していると申し上げたが、私達自身も現段階で課題

となるところは分析をしているところである。例えば、教職員指導者の配置について、長崎国体が終わった後、人事異動の関係で離島へ異動となった教員もいる。その中で人の配置の検討や長崎国体以降、色々な取組みを行ってきたが、足りるところ、足りないところを予算の組替えなどで精査を行って必要なところに重点的に配分をしていこうという考えを持っているところである。

(中山功委員)

説明の中で、今回の結果を真摯に受け止めとあり、国体の結果は10月9日に出ている、もう2ヶ月以上あるわけなので真摯に受け止めと言うならば、分析を済ませて予算編成に臨むというのが普通の姿だと思うので、ぜひそのあたりはきちんとやってもらいたいと思う。

それと、20位台前半と話しをされたが、私は予算額というものがある程度成績に比例すると見ているが、平成26年度の長崎国体の直近の3年間、23・24・25年度の競技力向上対策費と今回の41位という結果の直近3年間の競技力の予算額はいくらか。

(体育保健課長)

平成23年度が467,269千円、平成24年度が586,015千円、平成25年度が615,804千円、平成28年度が224,164千円、平成29年度が212,955千円、平成30年度が224,640千円である。

(中山功委員)

予算から見れば当然、成績が落ちていくのは普通のこと、そこをきちんと捉えてやる必要がある。国体の直近3年間で約15億使っている。そして、今回41位となった直近3年間では6億円しか使っていない。そうすると、この予算では41位に定着するのではないかと危惧している。20位台前半というならば、予算をどうするかという問題が出てくる。これについてどう考えているか。

(体育保健課長)

先ほどの課題の整理というところで補足して申し上げれば、私達が今おさえている課題というのが、1つには少年種別の団体成績が低迷したということ、2つ目が県外遠征の減少によって経験値が下がり、ジュニアの成績が振るわないような状況になってきたこと、3点目が優秀な指導者の減少、教員指導者の適正配置ができなくなってきたこと、4点目が優秀な中学生選手の高校進学時の県外流出、最後に5点目が優秀な成年選手・指導者の確保というのが私達に求められている課題と考えている。この中で予算が必要なもの、そうでないものもあり、適正な予算配分というのがあるが、必要な予算が何かという整理も今しているところであるので必要な予算については頑張っ取っていきたいと考えている。

(中山功委員)

必要な予算額というのはどの程度を考えているのか。

(体育保健課長)

現在、精査中であるが、今年度の予算より拡充を図りたいと考えている。

(中山功委員)

20位台前半を目指すというのがあるならば、他県の状況も見ないといけないと思うが本県がやってきたノウハウがあり、数字がきちんとでているので、そうすると20位台に定着するならばここ3年ぐらい単年で3億円を超えるぐらいの額で予算を使って強化していくという姿勢を出さないといけないと思う。実現するためには裏付けが必要なのでぜひ予算の獲得に向けて特段の努力をしてもらいたいと要望しておく。

□ 部活動における専門顧問の適正配置について

(中山功委員)

先ほど対策の中で教員指導者の適正配置という話があったが、やはり中学校、高校の部活動をどう高めていくかということがあるし、小学校も含めて小・中・高校生を一体的にとらえてどういった形で連携させて強化していくのかということに対して知恵を出して予算が少ない中で長崎県方式というものを考えてもらいたいと思っている。併せて、専門顧問の適正配置について、高校教育課人事管理監・義務教育課人事管理監・体育保健課体育指導監それぞれにどう取組もうとされているのかお尋ねしたい。

(高校教育課人事管理監)

国体の順位が下がったことについては、真摯に受け止めている。今後、体育保健課と連携をとりながら、強化に向けた配置を考えていきたい。

(義務教育課人事管理監)

専門顧問の配置の状況については調査をすすめてきており、一定の結果が把握できたところである。また、体育保健課からも優秀な指導者の情報をもらっており、調査の結果とあわせ、今後の人事作業に活かしていきたいと考えている。

(体育保健課体育指導監)

中学校の体育の教員が専門競技の学校に配置されている割合については、平成29年度は77.5%だった。平成30年度は79.2%まで上がっている状況である。高校の体育の教員については、平成30年度は92.3%の割合で専門部活動の顧問として配置している。これについて、高校では部活動で異動ということも考えられるので高い水準だと思っているが、長崎国体から4年が経っているため、優秀な教員指導者の適正配置についても関係課と相談をさせていただきながら進めていきたいと思っている。

(中山功委員)

専門顧問の情報を人事担当課に伝えていくということを今まで以上にさせていただきたいし、高校教育課人事管理監から強化に向けて取組みたいという言葉があったので、義務教育課人事管理監においても同じ姿勢で取組んでいただければ能力ある人を適正に配置できるし、これについては予算は掛からないわけなので関係課でよく協議しながら、より一層の適正配置に努めていただきたい。

□ 運動部活動指導員の配置について

(中山功委員)

中学校の部活動をどうするかということで市町との協議の状況はどうなっているか。

(体育保健課長)

国の制度を活用して市町の方には促しをしている状況であり、市町の考えがまとまっていないというところなので導入に向けて働きかけを行っているところである。

(中山功委員)

高校もそうだが、市町立中学校についても部活動指導員の配置を積極的にやっていかなければならないと委員会で既に言っており、ほとんどやっていないように聞こえるがどうか。

(体育保健課長)

市町に対して導入についての情報を提供しているが、最終的に導入するかどうかは市町の判断と考えている。

(中山功委員)

どのように市町に説明をしているのかももう少し詳しく話してほしい。

(体育保健課長)

私達の取組としては九州各県で導入している県の導入の効果であるとか実態についての聞き取りを行い、課題としての人材確保の問題や効果としての複数顧問で行っている部活動については、1人部活動指導員を配置することで2人分の効果が出たり、競技経験がない部活動の顧問をしている場合に部活動指導員を配置することで部活動以外の業務に時間をあてることができたり、他の教員の指導にもあたることができ、また、主任を務めている教員の部活動に配置することで学校運営が円滑に進むようになったなど学校全体への効果というものも聞いており、そういった情報も市町に提供し検討いただいている状況である。

(中山功委員)

中学校の先生方も部活動で苦勞をされているわけなので、県がやるなら市町も一緒に取

り組むという姿勢を持って促していかないといけないと思っている。長崎市内に青潮学園があるが小中一貫校で中学校にカヌー部があるが、小学生も一緒にやっているから平均して選手を出すことができるわけで、小中高校が一体となって取り組まないことには成績をあげることは難しいと思っている。ぜひ市町教育委員会に対して部活動指導員が配置できるように最大限取り組まないといけないと思っているので最後に決意を聞かせてもらいたい。

(体育保健課長)

市町それぞれの事情はあるかとは思いますが、働き方改革に繋がる取組だと思っているので実現に向け努力をしていきたいと考えている。

□ 児童虐待の学校における早期発見について

(中島浩介委員)

学校医や歯科医による定期的な検診が実施される中で、児童虐待が発見された事例はあるのか、またそのような場合どういった対応がなされるのか教えてほしい。

(児童生徒支援室長)

学校医や歯科医が発見した具体的事案は把握していないが、学校医や歯科医についても学校関係者として、児童虐待を早期に発見し、通告する義務を負っている。各学校で実施している校医との協議の中で連携体制を図っている。

□ 不登校児童生徒支援について

(麻生隆委員)

不登校児童生徒支援について、民間のフリースクールなどもあるが、学校に行けない子どもたちの夢をどう実現していくかということについて、どのように考えているか。

(児童生徒支援室長)

不登校はどの学校でもどの子どもにも起こりうるものと捉えており、県内の適応指導教室を活用してもらい、また民間のフリースクール等との連携も図りながら不登校児童生徒の支援に努めていきたい。

(麻生隆委員)

今、インターネット等でも、高校生のフリースクールについて大きく取り上げられているが、鹿児島県に屋久島おぞら高校という全国から7,000名位来る学校がある。ここでは定期的にスクーリング等を行っているが、そういった制度を長崎県でも是非検討すべきではないか。

(高校教育課長)

不登校に特化したわけではないが、多様な子供たちの受入について、全日制・定時制・

通信制高校のそれぞれの持ち味を活かしながら、現在進めているところである。

、その中で、今年度から始めた五島南高校の離島留学のコース（夢トライコース）において、不登校で今から立ち直ろうとしている子どもたちを積極的に受け入れる形でコースの特色を打ち出している。

また、佐世保中央高校の夜間部では、エンカレッジコースというものを設けており、県としても、立ち直っていこうとする子供については、受け入れ態勢をしっかりと強化し、子どもたちの夢を実現できるような支援を積極的に推進していきたいと考えている。